

安全行政の近況について

～消費生活用製品安全法及び電気用品安全法の改正概要 他～

平成19年11月26・28日

東京会場：関東経済産業局 産業部 消費経済課
製品安全室長 須藤 誠

大阪会場：近畿経済産業局 産業部 消費経済課
課長 森口 悦光

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案及び 電気用品安全法の一部を改正する法律案

平成19年11月
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

- (1) 今年2月の小型ガス湯沸器に係る死亡事故等は、製品の経年劣化が主因であり、出荷後における事故の未然防止が重要な課題。
- (2) PSE（電気用品安全マーク）制度については、旧法適合製品と新法適合製品とで安全性が同等であることが確認されたため、次の経過期間終了までに制度を見直すことが喫緊の課題。
- (3) さらに、リチウム蓄電池が発火源の製品事故が相次いでいることを踏まえ、蓄電池の安全対策が急務。

2. 法律改正の概要

(1) 経年劣化安全対策の強化（消費生活用製品安全法関連）

① 長期使用時の製品の保守サポート制度の導入

消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検実施体制の整備を製造・輸入事業者を求める制度を創設。

（対象品目）ガス瞬間湯沸器、ガス風呂釜、石油温風暖房機、食器洗乾燥機、浴室乾燥暖房機等9品目（燃焼・大電力系の設置型の製品）を検討中。

○製造・輸入事業者（事業届出制）の義務

- ・ 設計標準使用期間、点検期間等の製品への表示
- ・ 消費者への点検の通知、消費者からの点検要請の応諾
- ・ 基準に則った点検体制の整備（既販品も含む）等

○販売事業者の義務

- ・ 消費者への経年劣化リスクや点検の必要性に関する説明等

○消費者の責務

- ・ 所有情報を製造・輸入事業者を提供
- ・ 点検を行う等保守に努力 等

○国の役割

- ・ 経年劣化に係る危険情報の収集・公表
- ・ 点検事業者に関する情報の収集・公表

② 長期使用時の製品に係る情報の提供

長期使用に伴う製品の経年劣化により一定数の重大事故が発生している製品(例:扇風機等)について事業者が情報を提供する責務を規定。

(2) PSE 制度の見直し(電気用品安全法関連)

旧電気用品取締法に適合していればPSEマークが表示されているとみなすことを措置。

(3) リチウム蓄電池の安全対策(電気用品安全法関連)

リチウム電池等の蓄電池の法制度上の位置付けを明確化。これにより、安全基準の適合性を担保。

3. 今臨時国会に提出する必要性

上記1. のような緊急性にかんがみ、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案及び電気用品安全法の一部を改正する法律案を臨時国会に提出することが必要。

1. 必要性

- ①本年2月の瞬間湯沸器に係る死亡事故等は、製品の経年劣化が主因であり、出荷後における事故の未然防止が重要な課題。
- ②PSE制度については、PSEマークなしの旧法表示製品とPSEマークありの新法表示製品の安全性が同等であることの確認が得られたところ、来年3月31日に直流電源装置等の経過期間が終了するなど、制度の見直しが喫緊の課題。
- ③昨今、リチウム蓄電池が発火源の製品事故が相次いでいることを踏まえ、蓄電池の安全対策が急務。

2. 具体的措置

<消費生活用製品安全法>

①経年劣化対策の強化

- ✓ 消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの(特定保守製品)について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者を求める制度を創設。

【例】ガス瞬間湯沸器、石油温風暖房機、浴室乾燥機等9品目

- 製造・輸入事業者(事業届出制)の義務
 - ・設計標準使用期間、点検期間等の製品への表示
 - ・消費者への点検の通知、消費者からの点検要請の応諾
 - ・基準に則った点検体制の整備(既販品も含む)等
- 販売事業者の義務
 - ・消費者への特定保守製品に関する説明等
- 消費者の責務
 - ・所有情報を製造・輸入事業者を提供
 - ・特定保守製品の点検等

- ✓ 経年劣化により一定数の重大事故が発生している製品(例:扇風機)について事業者による一般消費者に対する情報提供責務を措置。

<電気用品安全法>

②PSE制度の見直し

旧法適合製品と新法適合製品とで安全性が同等であることが確認されたことを踏まえ、旧電気用品取締法に適合していればPSEマークが付されているものとみなすことを措置。

これにより、PSEマークを付すことなく中古品が販売可能。

③リチウム蓄電池の安全対策

リチウム電池等の蓄電池の法制度上の位置づけを明確化。

事故が相次いでいるリチウム電池について、国が定める安全基準を満たして製造・輸入することを義務付けることにより安全性を担保。

市場出荷後における事故の未然防止を図るためには、特に、消費者による保守が難しく、経年劣化による重大事故発生のおそれの高い製品(特定保守製品)の長期使用時について、安全確保の対策を講ずることが必要。

特定保守製品の点検その他の保守の促進

①製品への表示等の義務付け

製造・輸入事業者に対して、標準使用期間、点検期間等の製品への表示、所有者情報を製造・輸入事業者に提供するための書面(所有者票)の添付等を義務付け。

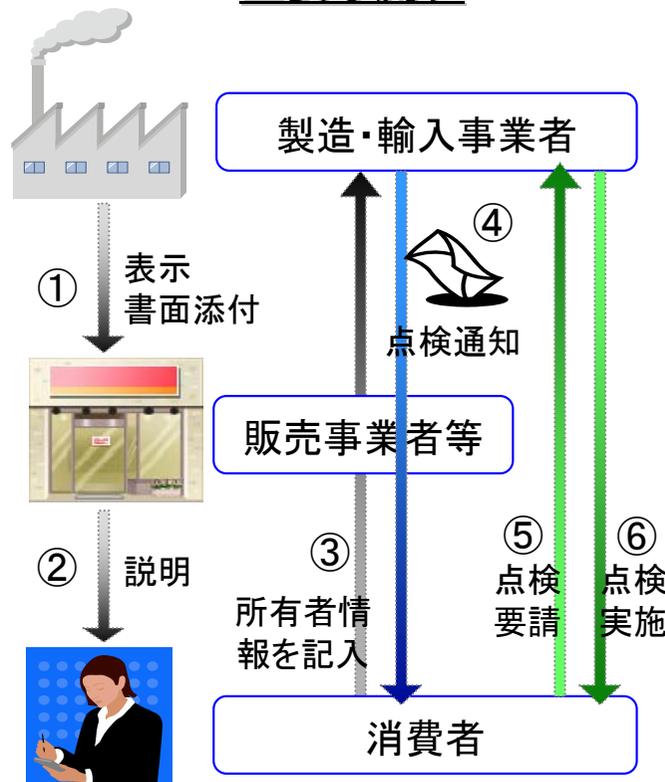
②消費者に対する説明等の義務付け

販売事業者に対して、経年劣化によるリスクと適切な保守の必要性について消費者に説明することを義務付け。

③消費者による所有者票の返送と販売事業者の協力

消費者は所有者票を製造・輸入事業者に戻送。その際、販売事業者は、返送を代行する等により協力。

主要な流れ



④点検の必要性等に関する通知の義務付け

製造・輸入事業者に対して、点検期間始期に消費者へ点検の必要性につき通知することを義務付け。

⑤点検実施の責務

消費者は、点検期間に点検を行う等保守に努める必要。

⑥点検実施の義務付け及び点検実施体制整備

製造・輸入事業者に対し、点検期間中に点検要請を受けたときの点検実施を義務付け。また、既販品を含め、点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備する必要。

製品事故情報報告・公表制度の 施行状況

平成19年11月

経済産業省商務情報政策局製品安全課

1. 重大製品事故の受付状況

- 平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来594件の重大製品事故を受け付けた。
(11月9日現在)

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	4	(2)	6	(4)	66	5	0	81
石油機器	0	(0)	0	(0)	36	0	0	36
電気製品	6	(4)	14	(0)	291	1	1	313
うち電気こんろ	1	(1)	0	(0)	42	0	0	43
その他	11	(0)	134	(2)	16	0	3	164
うち電動アシスト自転車	2	(0)	27	(0)	1	0	0	30
うちデスクマット	0	(0)	43	(0)	0	0	0	43
合 計	21	(6)	154	(6)	409	6	4	594

- ・消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告・公表制度の対象となる重大製品事故の範囲は、死亡、重傷（治療期間が30日以上）、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災（消防が確認したもの）。
- ・消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知ったときは、10日以内に国に報告することを義務付け。

2. 重大製品事故の公表処理状況

- 処理件数 584件 (11月9日現在)
- 製品起因によるものではないことが明かなもの(第三者判定委員会で、その妥当性を判定)を除き全て公表(522件)
- 最終的には全ての案件について事故原因とともに事業者名、型式名を公表
- ただし、原因調査中のものは、当面、製品名と事故概要のみを公表(173件)
- 調査の結果、製品事故には該当しないと判断されたものについては、第三者判定委員会でその妥当性を判定(35件)

重大製品事故公表等処理状況

	事業者名・ 型式公表	製品名 のみ公表 (原因調査中)	調査した結 果製品事故 には非該当	他省庁 送付案件	重複・ 対象外	計
ガス機器	45	－	12	0	22	79
石油機器	30	－	1	0	5	36
電気製品	153	125	15	0	15	308
その他	42	48	7	44	20	161
合 計	270	173	35	44	62	584

3.再発防止策の促進

- 報告された情報に基づき、事業者に対して、再発拡大防止を促した案件に係る報告件数は、85件（電気こんろ、石油ふろがま、車庫用門扉、スプレー缶（殺虫剤）等）。
- 重大製品事故を契機にリコールを行ったものは、15製品。（11月9日現在）

自主リコールが行われた事例

- ・ 電動アシスト自転車（ヤマハ発動機株）
- ・ ガス給湯器付ふろがま（株ノーリツ）
- ・ 車庫用門扉（東洋エクステリア株）
- ・ 電気冷蔵庫（松下冷機株）
- ・ 石油給湯器付ふろがま（株長府製作所）
- ・ 手すり（着脱式）（矢崎化工株）
- ・ 24時間風呂（昭和鉄工株）
- ・ ガス風呂がま（株ガスター）
- ・ アンプ（日本ビクター株）
- ・ 電子レンジ（小泉成器株）
- ・ 電気こんろ（松下電器産業株他）
- ・ 携帯電話用電池パック（ノキア・ジャパン株）
- ・ スプレー缶（殺虫剤）（ライオン株）
- ・ ウォーターサーバー（アクアクララ株）
- ・ プラズマテレビ（日本ビクター株）

4. 製品事故判定第三者委員会

➤ 重大製品事故報告・公表制度の運用について、その妥当性等を確認するため、第三者委員会を設置。

◆改正消費生活用製品安全法施行以降、学識経験者、弁護士、消費者団体等から成る第三者委員会を4回開催。

◆これまで、以下の各件について審議

- 報告の対象外として公表を見合わせた判断の妥当性（39件）。
- 公表後の原因究明の結果、製品事故ではないとする判断の妥当性（35件）
- 公表後の原因究明の結果、製品に起因して生じたものか不明であるものの、事業者名・型式名をウェブサイトで公表することの妥当性（41件）

◆それぞれの妥当性を確認

5. 重大製品事故報告上位品目

- 重大製品事故の報告件数が多い品目については以下のとおり。
(11月9日現在)

電気製品：	①電気こんろ	43件	→小型キッチンユニット用電気こんろ協議会を設立。改修を加速化。
	②エアコン (うち室外機24件)	38件	→事故の詳細な状況・原因についてメーカーに確認し、今後の対応について指導する。一部リコール中。
	③扇風機	30件	→消費者への注意喚起の強化
	④電気洗濯機	18件	→一部リコール中
	⑤電気冷蔵庫	17件	→一部リコール中
燃焼器具：	①ガスこんろ	37件	
	②ガスふろがま	18件	→一部リコール中
	③石油ふろがま	16件	→一部リコール中
	④石油給湯器	13件	→一部リコール中
	⑤ガス湯沸器	8件	→消費者等への注意喚起
その他	①デスクマット	43件	(厚労省) →リコール中
	②電動アシスト自転車	30件	→一部リコール中
	③車庫用門扉	7件	→リコール中

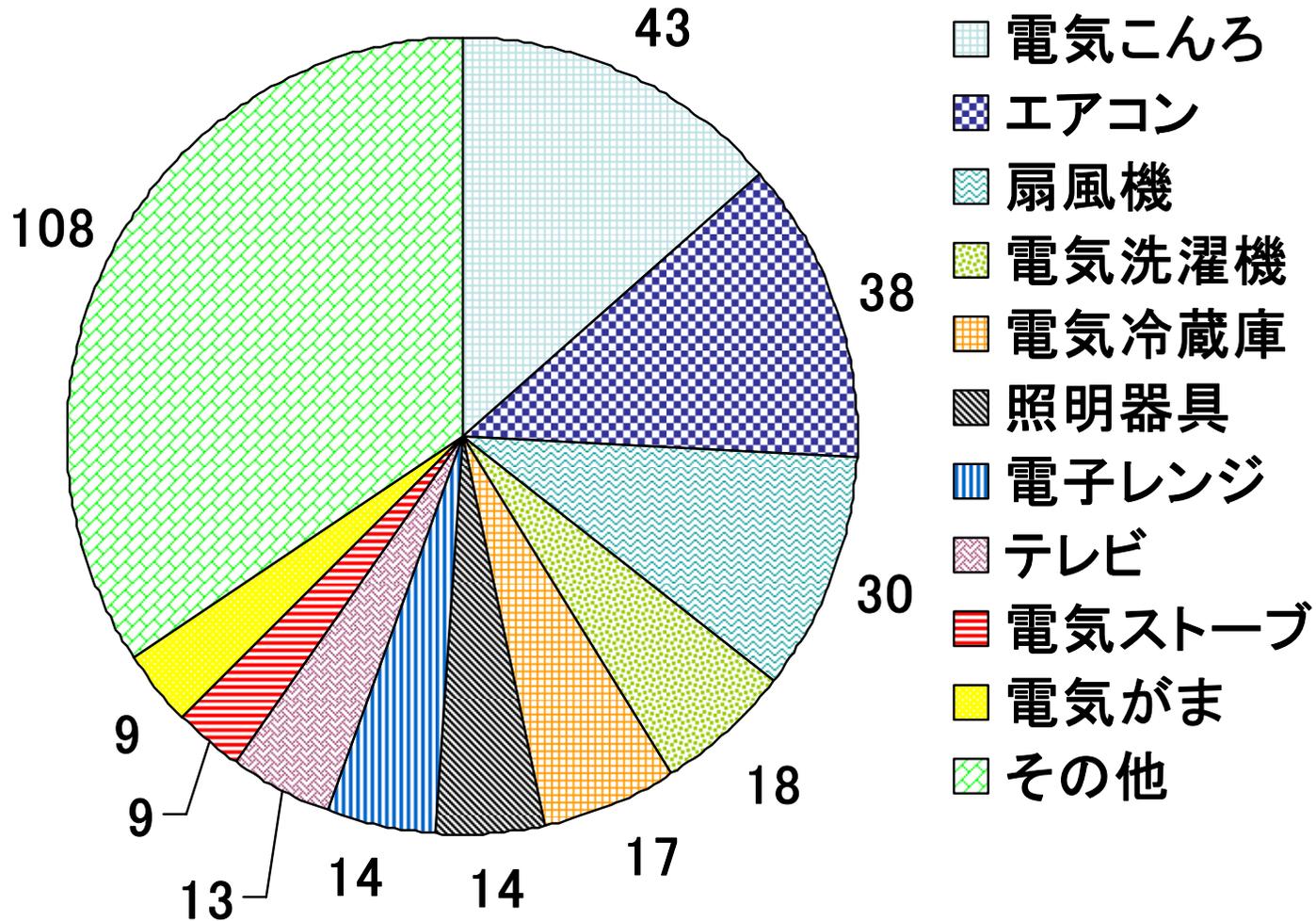
6. 製品安全点検日セミナーにおける消費者への注意喚起

➤ 製品安全点検日セミナーにおいて、直近に発生した製品事故の注目事例を消費者に紹介し注意喚起を図っている。

- 電源コード付け根部分の損傷によるショート
- 「風呂用投げ込みヒーター」電源コードのショート
- 観賞魚水槽周りの事故（ヒーター過熱、飛沫によるトラッキング）
- 衣類乾燥機の事故（オイルの染み込んだタオルからの発火）
- 小形キッチンユニット用電気こんろの火災
- エアゾールスプレーの事故（使用時の引火、廃棄時の引火）
- ボタン電池の事故（保管・廃棄時のショート）
- ガスレンジの事故（鍋に体がぶつかり調理油に引火、こんろの下の可燃物からの発火）
- 古い扇風機での火災
- 浴槽用浮き輪での乳幼児の溺水
- 木炭着火剤による火傷
- 高温下でのガスライターの破裂
- シュノーケル使用時の溺水
- 花火での火傷・衣類への引火
- 魚焼きグリルの手入れ怠りによる脂かすからの発火
- 食器洗い乾燥機の発煙（食べ物残滓からの発煙）
- 清掃用ブロワの誤使用（空気入れ代わりに使用した事による製品破損・発火）

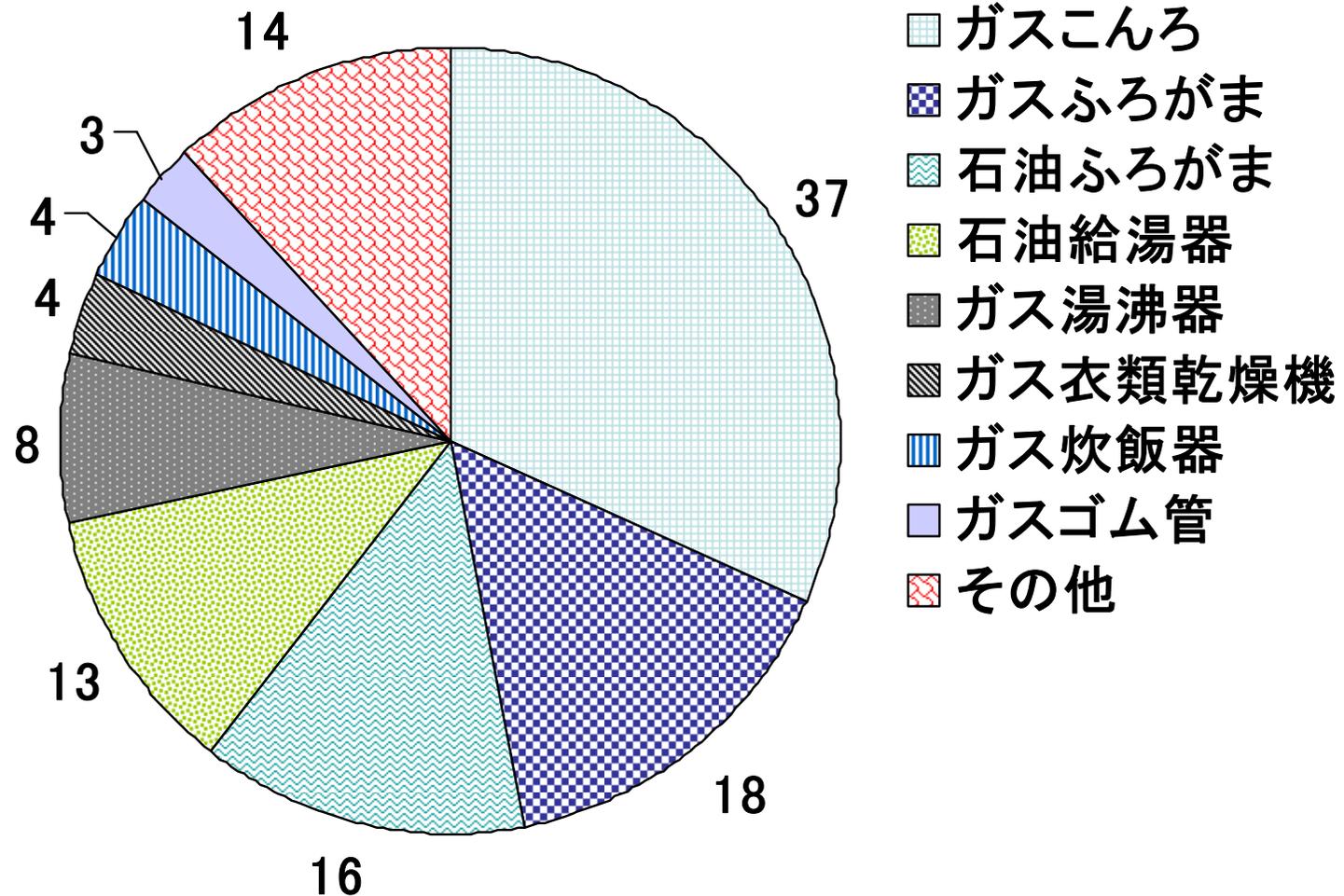
【参考-1】 製品別の重大事故報告の内訳 <電気製品>

重大製品事故報告の件数 <総合計:313件>
 (平成19年5月14日~11月9日)



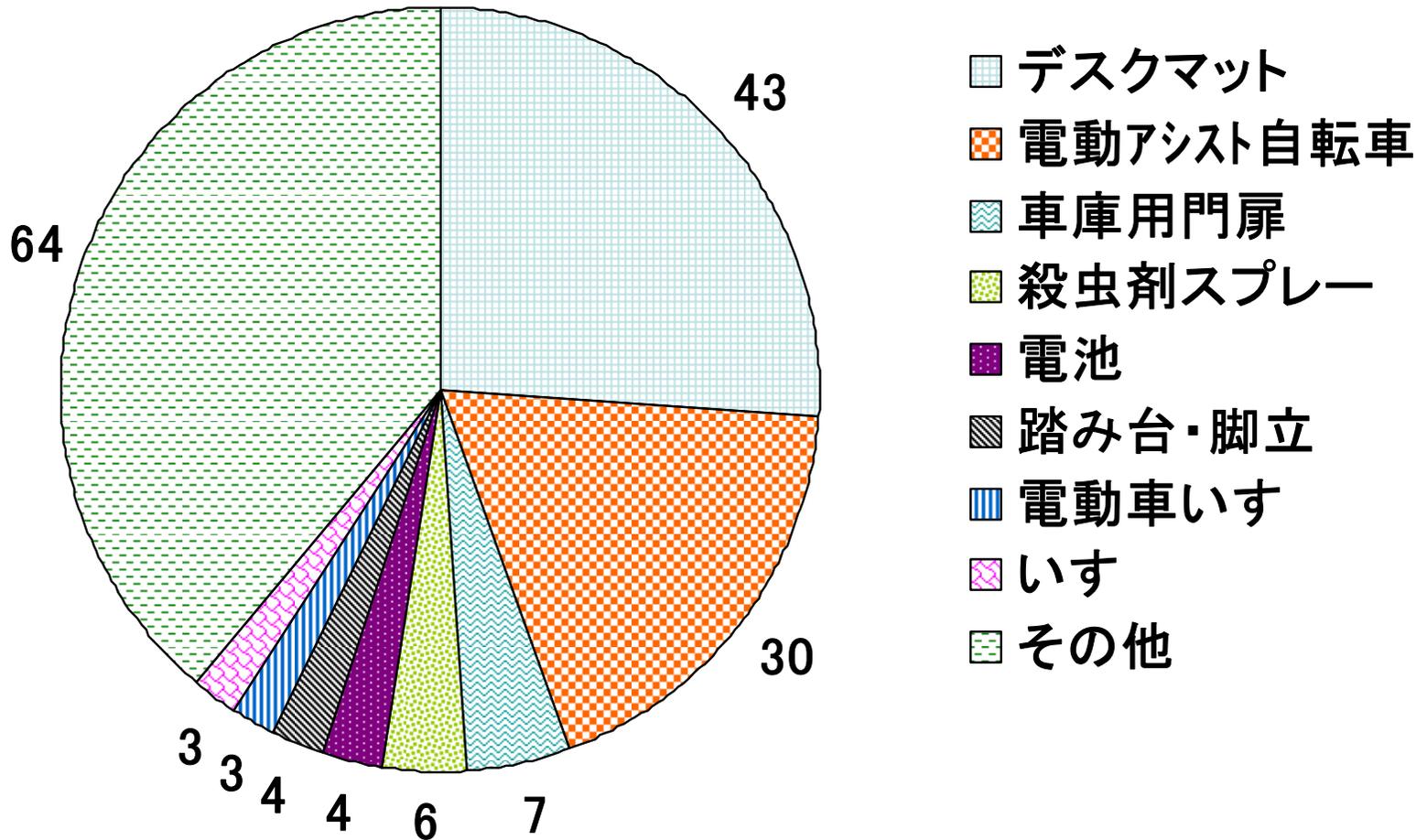
【参考-2】 製品別の重大事故報告の内訳 <燃焼器具>

重大製品事故報告の件数 <総合計:113件>
(平成19年5月14日~11月9日)



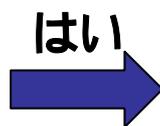
【参考-3】製品別の重大事故報告の内訳 <その他>

重大製品事故報告の件数 <総合計:164件>
 (平成19年5月14日~11月9日)



長年ご使用の扇風機にご注意下さい！

長年ご使用の扇風機をお持ちではありませんか？



以下をチェック！

古い扇風機の安全チェックポイント

モーターがうなるような異常な音はしていませんか？

焦げ臭いにおいはしていませんか？

モーターが異常に熱くなったりしていませんか？

スイッチを入れたら、ちゃんと羽根は動きますか？

羽根の回転が遅くなったりしていませんか？

羽根はちゃんと回ってますか？ 異常な振動音を出しながら回っていませんか？

電源コードを触れたり折り曲げたりしたら、動いたり動かなかったりすることはありませんか？

スイッチを入れても、動かない時はありますか？



1つでも

当てはまる項目があった場合は…

使用中止の上、販売店、メーカーに連絡してください。

長年使用している扇風機は、火災等の事故につながる恐れがあります。上記の安全チェックポイントに一つでも該当する扇風機をお持ちの方は、火災等の重大事故につながる可能性がありますので、早急に使用中止し、販売店、メーカーにご連絡ください。

扇風機以外にも、長年ご使用の家電製品にもご注意下さい！

例えばこんな製品についても、ご確認ください。

例えば、テレビ

電源スイッチを入れても、映像や音が出なかつたりすることはありますか？
電源スイッチを切っても、映像や音が消えなかつたりすることはありますか？
上下、または左右の映像が欠けたりすることはありますか？
変なにおいがしたり、煙が出たりすることはありますか？
誤って水をかけてしまったことや、内部にゴミ等の異物を入れてしまったことはありませんか？

例えば、エアコン

電源コードの一部やプラグが、さわれなくなるほど熱くなったりしていませんか？
焦げ臭いにおいがしたりしていませんか？
エアコンから、水漏れしていませんか？
室外ユニットの架台やつり下げの取付部品が腐食したり、ゆるんでいたりしていませんか？
電源プラグの差込部が変色していたりしていませんか？

例えば、洗濯機

給水ホース継手部や本体下部から水漏れしていませんか？
本体が傾いたり、グラグラして不安定になっていませんか？
アース線が外れたり、取り付けられていなかったりしていませんか？
焦げ臭いにおいがしたりしていませんか？
運転中に異常な音や振動があったりしていませんか？
運転中に脱水層のフタを開いても、止まりにくくなっていませんか？

1つでも

当てはまる項目があった場合は…

使用中止の上、販売店、メーカーに連絡してください。

その他の家電製品についても、古くなったものについては、「異常がないか」よく確認をお願いします。

メ モ

メ モ

電気用品部品・材料認証協議会 事務局（認証制度共同事務局）

〒105-0001 東京都港区虎の門1-8-10 セイコー虎の門ビル5階
TEL 03-5510-3211 FAX 03-5510-3213 E-mail scea-cmj@s-ninsho.com